

☞ 役員結婚費用

Q：社長の長男（専務）が結婚するので、その披露宴の費用を会社で負担しようと思っています。披露宴の出席者はほとんどが取引先など会社と関係のある者ですので、この披露宴の費用を交際費として処理して差し支えないでしょうか。

A：専務に対する賞与となりますので、交際費として処理することはできません。

【解説】

法人が、法人の役員等が死亡したため社葬を行い、その費用を負担した場合であっても、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その社葬のために通常要する費用は、交際費等以外のその他の損金に算入することができます。

このような取扱いとの関連で結婚披露宴の費用についても同様に取り扱われるのではないかとのことですが、社葬はその会社の行事であるのに対し、結婚式や結婚披露宴は本来私的行事であり、両者は本質的に異なるものです。

したがって、たとえ結婚披露宴の出席者がほとんど取引先や同業者などの会社関係者であったとしても、福利厚生費や交際費ではなく、その役員への賞与となり損金に算入されないこととなります。

なお、会社が役員結婚に際し、会社の内規に基づく一定の結婚祝金を支給した場合には福利厚生費として処理することができます。

